

貸付事業の申し込み方法変更について

日頃より農林水産省共済組合の事業に、ご理解、ご協力いただき、ありがとうございます。

共済組合では、組合員が生活していく上で、臨時に資金を必要とする場合に貸付事業を行っています。

この貸付事業について、平成31年度から申し込み方法が変わります。

従前、厚生担当(庶務担当)等の所属所担当者を介して申し込みを行っていただいていたのですが、平成31年4月以降は組合員(利用者)が共済組合へ直接申し込みを行う方法となります。

また、財形持家融資事業についても、貸付事業と同様に直接の申し込みとなります。申し込みにつきましては、下記ステップ1のメールアドレスに連絡をお願いいたします。

ステップ1: 共済組合へ専用のメールアドレスを用いて連絡(アドレス: kyosai_kashitsuke@maff.go.jp)

連絡に併せて下記の情報をお知らせください。

- ① 希望する貸付の種類
- ② 申込金額
- ③ 申込理由
- ④ 弁済方法等
- ⑤ 見積書等の金額がわかる書類(住宅貸付においては契約書等)
- ⑥ 団信加入及び宿舍明け渡しの有無(住宅貸付のみ)

なお、連絡いただいた内容以外に必要な情報(利用者が支払いを行う期限等)がある場合、共済組合から連絡を行いますので、指定された書類等を準備いただく場合があります。

ステップ2: ステップ1の情報を基に、共済組合で借入申込書等の記載例を作成します。

組合員(利用者)は内容を確認し、組合員本人の直筆にて記入及び押印します。

※押印には印面がゴム素材の印(通称シャチハタ等)は使用せず、三文判を用いてください。

※この段階では申込みは完了していません。

ステップ3: ステップ2で作成した書類及び借入に係る書類を共済組合へ送付します。

書類を共済組合が審査し、正式に貸付を決定いたします。

貸付日は毎月5日(貸付日が祝日等の場合、翌営業日)となり、申込みの締切日は貸付日の前月15日となります。

連絡は随時受け付けておりますので、借入をご希望の場合は、早めの連絡と準備をお願いいたします。申込方法が変更となりますが、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

貸付事業の種類及び上限額等

普通貸付

臨時に資金を必要とする場合や
家具等の物資購入を行う場合の貸付

- ・ 貸付限度額 月収の6月分
- ・ 弁済期間 90月以内

特別貸付

お子様の進学や、ご結婚、治療費、
葬祭に係る費用のほか災害による
損額のため、住居家財の修繕などに
要する費用の貸付

- ・ 貸付限度額
- 教育貸付 月収の14月分
- 結婚貸付 月収の6月分
- 医療貸付 月収の12月分
- 葬祭貸付 月収の6月分
- 災害貸付 月収の12月分

- 弁済期間
- 教育貸付 140月以内
- 結婚貸付 90月以内
- 医療貸付 120月以内
- 葬祭貸付 90月以内
- 災害貸付 120月以内

住宅貸付

組合員が居住する住宅の購入等に要する
費用
ただし、原則床面積が280平方メー
トル以下のものに限ります。

- ・ 貸付限度額
- 勤続年数3年～5年未満
退職手当相当額又は1200万円
のうち少ない金額

勤続年数5年～10年未満
5年後の退職手当相当額に5年間
の弁済元金を加算した額又は
1200万円のうち少ない金額

勤続年数10年以上
5年後の退職手当相当額に5年間
の弁済元金を加算した額又は
2000万円のうち少ない金額

- ・ 弁済期間
金額に応じて100月から
360月以内

特別住宅貸付

申込時において勤続年数が20年以上あ
り2年以内に自己都合退職を予定してい
る又は5年以内に定年退職となる組合員
が居住する住宅の購入等に要する費用
ただし、原則床面積が280平方メー
トル以下のものに限ります。

- ・ 貸付限度額
- 退職相当額又は2000万円の
うち少ない金額
ただし、公務員宿舎を廃止する
ために明け渡し請求された場合
は上記金額に200万円を加算
した額

- ・ 弁済期間
退職時に一括弁済
(利息のみ毎月徴収)